

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる土地改良区が当該右欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成23年4月18日認可した。

平成23年4月26日

香川県知事 浜田 恵 造

土地改良区名	土地改良事業名
高松市太田土地改良区	単独市費補助土地改良事業（かんがい排水事業）払井出水水路地区
高松市前田土地改良区	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）新池地区
高松市古高松土地改良区	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）久米池地区
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）錨池地区
高松市一宮土地改良区	単独市費補助土地改良事業（かんがい排水事業）惣徳水路地区
高松市塩江町土地改良区	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）後川地区
高松市西植田土地改良区	単独市費補助土地改良事業（農道事業）本村東地区
立満池土地改良区	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）一本木地区
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）北亀井地区
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）春日地区